

令和2年12月

京都経済団体 会長 殿

京 都 労 働 局 長

2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

このため、政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた2019年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請を行ってきました。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020年度及び2021年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において別添のとおり「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」が取りまとめられたところです。

企業様におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えておられると思いますが、上記のとおり、政府においては「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」に基づく支援準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進について、会員企業様にご案内くださいますよう、お願い申し上げます。

また、感染拡大防止に配慮をした方法により学生に対する情報発信を積極的に行って頂きますよう、会員企業様にご案内をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。